明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務**五）　一

○年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令
（**内閣府・財務・厚生労働**一）　二

〔告　示〕

○租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定する試験研究機関等の長等の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件
（**国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　三

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件
（**総務・法務・経済産業**一）

○日本国に帰化を許可する件
（**法務**五五）

○外交関係に関するウィーン条約へのバヌアツ共和国の加入に関する件
（**外務**五二）

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の認可の件
（**厚生労働・農林水産**一）

○保安林の指定をする件
（**農林水産**四五六～四六二）

○保安林の指定を解除する件
（**同**四六三～四六九）

○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**四七〇）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**五）

○道路に関する件
（**中国地方整備局**一二）

〔**国会事項**〕

〔**叙位・叙勲**〕

〔**褒　賞**〕

〔**皇室事項**〕

〔**官庁報告**〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

府令・省令

○**内閣府・総務省令第五号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
付録様式一（第10条第２項関係） ［様式　略］ 注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 ［２・３　略］	**付録様式一**（第10条第２項関係） ［様式　同左］ 注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。 ［２・３　同左］
付録様式二（第10条第４項関係） ［様式　略］ 注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 ［２　略］	**付録様式二**（第10条第４項関係） ［様式　同左］ 注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。 ［２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○**内閣府・財務省・厚生労働省令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府財務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。